

公 告

県有財産（建物の一部）を一般競争入札により次のとおり貸し付けます。

令和8年1月27日

福岡県糸島保健福祉事務所長 友田 薫

1 入札に付する事項

（1）貸付物件

名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	設置台数	最低貸付料
福岡県糸島総合庁舎の一部	糸島市浦志二丁目3番1号	1階 自動販売機コーナー内	約1.7m ²	1台	266,400円 (3年間の総額)

※貸付面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分及び転倒防止板設置部分・放熱余地を含む。

（2）貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）※更新なし

（3）用途

自動販売機（飲料）の設置・運営に限るものとします。

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法同条第6号に規定する暴力団員ではないこと
- また、これら暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有していないこと
- ウ 暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではないこと
- エ 自動販売機の設置・運営業務について、3年以上の実績を有する者であること
- オ 下記3により、あらかじめ入札への参加申込をした者であること

3 入札参加申し込み

入札に参加しようとする者は、事前に、入札参加申込書等の配布を受け、受付期間内に必要な書類を提出する必要があります。

（1）入札参加申込書等の配布期間、受付期間及び配布・受付場所

入札参加申込書等の配布期間	入札参加申込書等の受付期間	配布・受付場所
令和8年1月27日（火）から 令和8年2月10日（火）まで ※土・日曜日、祝祭日を除く 9:00～12:00、13:00～17:00 ※県ホームページからダウンロード可	令和8年2月3日（火）から 令和8年2月10日（火）まで ※土・日曜日、祝祭日を除く 9:00～12:00、13:00～17:00	福岡県糸島総合庁舎2階 福岡県糸島保健福祉事務所 総務企画課総務係 TEL 092-322-3269

（2）入札参加資格の確認

入札参加申込があったときは、入札参加資格の有無について確認し申込者に通知します。

4 入札

（1）入札及び開札の日時及び場所

日時：令和8年3月10日（火）14時00分（受付は、13時30分から行います。）

場所：福岡県糸島総合庁舎1階「小会議室」

(2) 入札保証金

ア 入札に参加するに当たっては、入札保証金として、入札見積金額（3ヶ月分）の100分の5以上の現金を持参してください。

入札保証金は、落札されなかつた方には、入札終了後、直ちに返還します。落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後に返還します。

イ 次の場合は入札保証金が免除されます。

・保険会社との間に県を被保険者とする入札保証金契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。なお、保険期間は開札の日を含む10日間とする。

・地方自治施行令第167条の5及び同令第167条の5の2の規定に基づきその資格を有する者（福岡県競争入札参加資格者名簿登載者）で、開札の日から過去2年以内に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証する書面を提供する場合。

(3) 無効な入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 入札参加資格を有しない者がした入札

イ 公正な入札を妨げるなど入札に際し不正行為のあった入札

ウ 同一の入札について、二以上の意思表示をした入札

エ 入札書の金額、氏名、法人の名称又は代表者名が確認し難いもの、その他主要な事項が確認できない入札

オ 入札保証金が上記4(2)に定める金額に達しない入札

カ 担当職員の指示に従わない者がした入札

5 落札者の決定

(1) 開札

開札は、入札書提出後、入札会場において入札者及び代理人立ち合いの上、直ちに行います。

(2) 落札者の決定

県が定める最低貸付料以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、同価格の入札により、落札者となるべき者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。

6 契約

(1) 契約の締結

ア 契約書は別紙のとおりとし、落札者は、令和8年3月19日（木）までに、記名・押印の上、3(1)の場所に提出してください。

イ 落札者が契約を締結しない場合は、当該落札は効力を失うものとします。この場合においては、納入済の入札保証金は返還せず、県に帰属します。

(2) 契約保証金

ア 落札者は、契約締結と同時に、契約保証金として契約金額（落札金額）の100分の10以上の額を納付しなければなりません。

イ 納入済の入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

ウ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれに充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当します。

エ 契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の原状回復を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。

オ 次の場合は契約保証金の納付を免除します。

・保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

・地方自治法施行令第167条の5及び同令第167条の5の2に規定する入札に参加するのに必要な資格を有する者（福岡県競争入札参加資格者名簿登載者）と契約を締結する場合において、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証する書面を提供する場合。

7 その他

詳細は、「自動販売機設置事業者公募 募集要項」をご覧ください。（3(1)の場所で交付。又は県ホームページからダウンロード可）